

## (6) 福岡県選手強化推進事業補助金の交付について

下記の要綱に基づき、適切に処理すること

### 福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、福岡県選手強化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実行委員会会則第3条の規定により、体育団体等（「体育団体等」とは、(公財)福岡県スポーツ協会、(公財)福岡県スポーツ振興センター、福岡県中学校体育連盟、福岡県高等学校体育連盟、(公財)福岡県スポーツ協会加盟競技団体及び実行委員会が指定した団体等をいう。）が行う福岡県選手強化推進事業に要する経費に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定める。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第 2 条 会長は、体育団体等が実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し予算の範囲内において別表により補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる体育団体等は、前条に規定する事業を行う団体等で、以下の各号に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする体育団体等は、補助金交付申請書に別記必要書類を添えて、計画後、すみやかに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第 5 条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容等を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。補助金の交付を決定したときは、その決定した内容を補助金交付の申請をした体育団体等（以下「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するために必要があるときは条件を付すものとする。

(事業計画の変更)

第 7 条 補助対象事業者は補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更交付申請書により、会長の承認を受けなければならない。

ただし、交付の決定に係る補助金の額に変更をきたさない程度の軽微な場合についてはこの限りではないが、当該事業に参加する者に変更がある場合については、参加者変更名簿を直ちに提出するものとする。

(事業実施報告書の提出)

第 8 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは完了後 1 か月以内、又は翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに事業実施報告書に別記必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 9 条 会長は、前条の規定による事業実施報告書の提出があった場合において、その内容、成果等を審査の上適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の調査及び検査)

第 10 条 会長は、補助対象事業の遂行に適正を期するため、必要があると認めたときは、事業の遂行の状況を現地調査し、必要書類、帳簿及び関係資料等を検査することができる。

(補助金の概算払)

第 11 条 第 2 条の規定による補助金の支払について、会長が必要と認めるときは、交付決定額を概算払することができる。この場合においては、第 8 条に規定する事業実施報告書をもって精算するものとする。  
2 補助金の概算払を受けようとするものは、概算請求書に必要事項を記載し会長に請求するものとする。

(補助金の返還等)

第 12 条 会長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業に要した経費が補助金の額を下まわった場合
- (2) 交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
- (4) 補助対象事業の遂行の状況調査や必要書類等の検査を拒んだ場合
- (5) 第 3 条各号に該当する団体等であることが判明した場合
- (6) その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(帳簿及びその証拠書類の保管)

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助対象事業の完了した日の属する翌年度から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正、施行する。

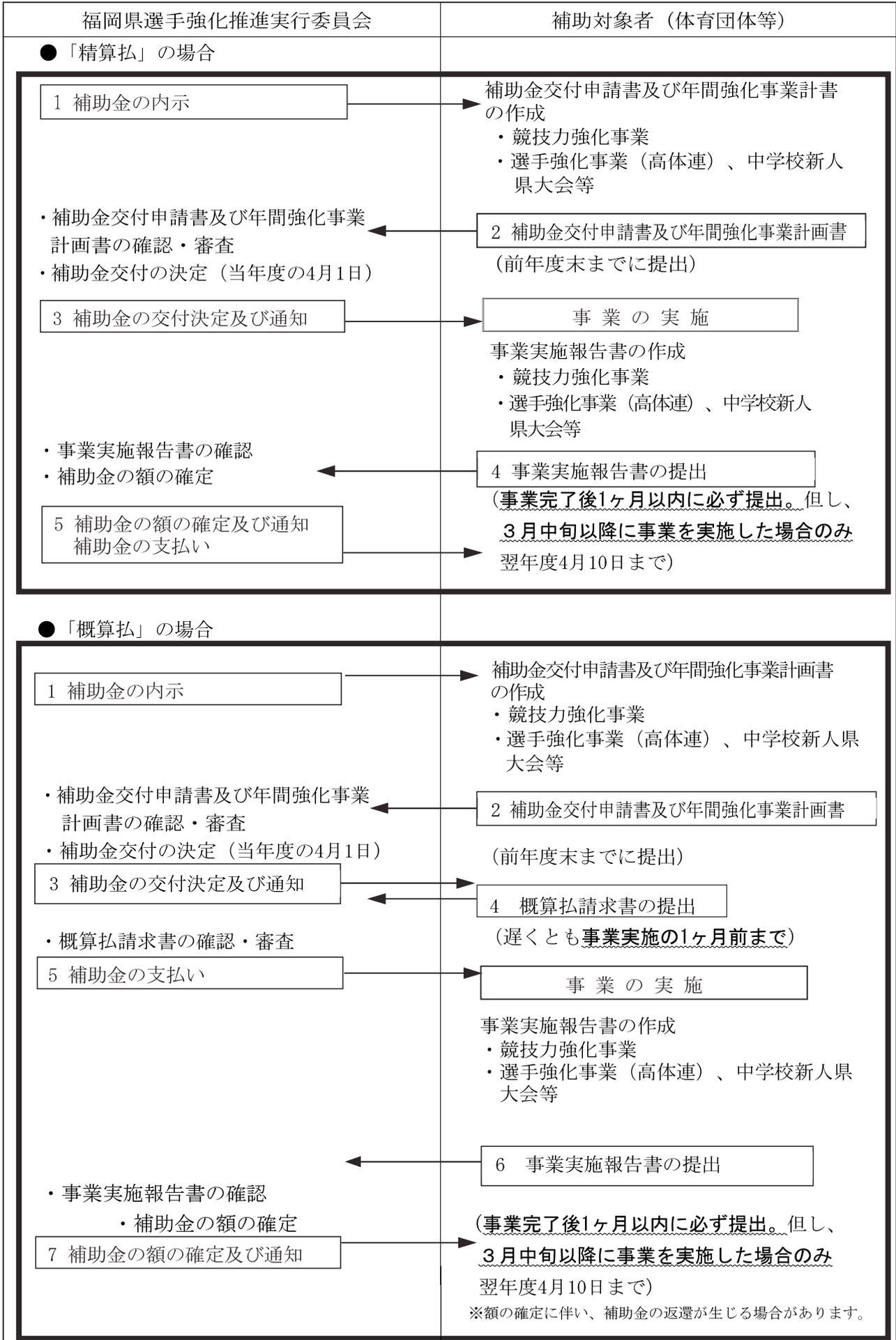
## ア 補助対象事業

補 助 対 象 事 業	
事 業 区 分	内 容
選 手 強 化	競技力強化事業（日帰り練習も含む）
ジ ュ ニ ア 対 策	中学校新人県大会等
ス ポ ー ツ 医 ・ 科 学 サ ポ ー ト	スポーツ医事・健康体力相談
	スポーツアドバイザー派遣事業
特 別 事 業	トップアスリート育成強化事業 女性アスリート遠征合宿事業 女性アスリート活性化事業 ナショナルアスリートパスウェイ構築事業

## イ 補助対象経費

報 償 費	謝 金	強化指定者については1日4,000円以内 特別講師（外部指導者、学識経験者等）については実行委員会事務局と協議のうえ決定し、1日10,000円以内
旅 費	宿 泊 費	8,000円以内（素泊まり）、1泊2食付きの場合10,200円以内
	交 通 費	県内交通費一覧表及び県外交通費一覧表による
需 用 費	食 糧 費	昼食等にかかる経費
	消 耗 品 費	単価が税込み50,000円未満の物品の購入費
役 務 費	運 搬 費	大型用具を運ぶ運送費
	通 信 費	電話代、切手代
使用料及び賃借料	会 場 使 用 料	会場使用にかかる経費 （ボウリング競技のゲーム代、ゴルフ競技の練習場打席代、練習ラウンドにかかる施設使用料など）
	用 具 等 借 上 料	用具等の借上げにかかる費用（リース代など） ※実行委員会事務局と協議のうえ決定する
保 険 料	保 険 料	事業の実施にかかるスポーツ傷害保険への加入料（スポーツ安全保険など）

ウ 交付手順



エ 補助金交付決定通知

5 福選委第 号一  
令和 年 月 日

殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長

令和5年度福岡県選手強化推進事業補助金の交付決定について（通知）

このことについて、福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により交付します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 月 日付け5福選委第 号で申請のあった令和5年度（ ）事業とし、その内容は当該申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

才 補助金の額の確定通知

5 福選委第 号一  
令和 年 月 日

殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長

令和5年度福岡県選手強化推進事業補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日 5 福選委第 号一 により交付した令和5年度  
（ ）事業に係る補助金については、福岡県選手強化推進事業補助金交付要  
綱第8条の規定により、下記のとおり額を確定します。

記

確 定 額 円

カ 事業変更による補助金交付決定通知

5 福選委第 号一  
令和 年 月 日

殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長

令和5年度福岡県選手強化推進事業補助金の変更交付決定について（通知）

令和 年 月 日 5 福選委第 号一 で変更交付申請のあった令和  
5年度（ ）事業に係る補助金については、下記により変更交付します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け第 号一  
で申請のあった（ ）事業とし、その内容は当該申請書記載のとおり  
とする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合には、別に通知するところによるものとする。

変更後の補助事業に要する経費	円
変更後の補助対象経費	円
変更後の補助金の額	円

## (7) 強化指定者について

実施要項に基づき、強化指定者を指定する。

### 強化指定者実施要項

1

福岡県選手強化推進実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、選手強化推進事業を円滑に推進するため、競技団体が指定した成年・少年種別の優秀な指導者・競技者を強化指定者とし、その育成強化を図ることを目的とする。

#### 2 指定方針

- (1) 競技団体長は、当該競技における実績があり、競技水準が高い指導者・競技者及び将来的に競技水準が顕著に上がる可能性のある競技者を指定する。
- (2) 福岡県タレント発掘事業の受講生及び修了生を指定する。
- (3) 指導者・施設等の相互関連を考慮して指定する。

#### 3 指定の決定・辞退

- (1) 競技団体長は、決定通知書に所属長（小・中・高校生については所属長及び保護者）及び本人の内諾書受領の手続きを経て作成された指定者一覧表並びに強化指定者指定証必要枚数一覧表を添え、実行委員会長に提出する。（様式2、様式2-2、様式2-3）
- (2) 辞退者に代わり新しく強化指定者を決定した場合は、変更通知書に当初提出した指定者一覧表を変更のうえ、実行委員会長に提出する。（様式2-2、様式2-4）

#### 4 指定証の交付

実行委員会長は、決定した強化指定者に対し、指定証を交付する。

#### 5 指定枠数

指定枠数は原則として、各種別国体エントリー数を基準とし、別表のとおりとする。ただし、福岡県タレント発掘事業受講生及び修了生は指定枠数外とする。

#### 6 指定期間

指定の期間は、各年度4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 7 経 費

実行委員会は、強化指定者に予算の範囲内で強化費を補助する。

#### 8 安全対策

強化指定者に対してスポーツ傷害保険に加入等の措置をするものとする。その経費は実行委員会が負担する。

## ア 強化指定者決定までの手続きについて

実施要項に基づき下記のとおり適切に処理すること

- (ア) 競技団体長は、以下の書類により強化指定指導者・強化指定選手を決定する。
- a 強化指定指導者（監督、コーチ、医・科学スタッフ）の場合  
所属長及び本人の内諾書（様式1）
  - b 強化指定選手の場合  
成年：所属長及び本人の内諾書（様式1-2）  
少年：所属長、保護者及び本人の内諾書（様式1-3）
- (イ) 内諾書受領については、原則として、競技団体の担当者が強化指定対象者の所属先を訪問し、所属長に事業概要を説明したうえで内諾書を受領する。内諾書は、競技団体に保管する。
- a 強化指定対象者には事前に、監督・顧問等の内諾を得ておくよう指示する。
  - b 所属長に事前に連絡をとって訪問する。
- (ウ) 指定が決定した場合は、様式1-4により指定決定の通知をする。（2人以上を指定する場合は、様式1-5による。）
- (エ) 強化指定者より辞退の依頼があった場合。
- a 強化指定者の所属長及び本人より競技団体長に辞退届け（様式1-6）を提出する。
  - b 競技団体長は、辞退届けを受領した場合は、指定を解除（様式1-7）し、変更通知（様式2-4）に指定者一覧（変更分：様式2-2）を添え、実行委員会長に提出する。
- ※ 変更理由については、備考欄に記載すること。
- (オ) (イ)の方法が困難な場合
- a 郵送により依頼をする場合は、競技団体の担当者が強化指定対象者の所属長及び監督・顧問等に対して事前に事業概要を説明のうえ、内諾を得ておく。
  - b 郵送の種類
    - (i) 推薦依頼 成年（様式1-8）  
少年（様式1-9）
    - (ii) 内諾書 強化指定指導者（監督、コーチ、医・科学スタッフ：様式1）  
強化指定選手（成年：様式1-2）  
〃（少年：様式1-3）

## イ 強化指定者指定証について

### (ア) 目的

福岡県選手強化事業の一環として、強化指定実施要項に基づき、競技団体が指定した成年・少年種別の優秀な指導者・競技者に対し、指定証を交付することにより、本県指定者の自覚を促すとともに、施設の有効利用を促進し、競技力の向上及び強化推進の一助とする。

### (イ) 有効期限

各年度4月1日から翌年3月31日まで。ただし、指定が次年度も予定されるものについては、次年度の発行期日までとする。

### (ウ) 減免使用施設名

- ・福岡県立スポーツ科学情報センター・福岡県立総合プール・福岡県馬術競技場
- ・福岡県立総合射撃場・福岡県立久留米スポーツセンター

### (エ) 施設使用

#### 〈県立スポーツ科学情報センター〉

指定証所有者がアリーナ、トレーニング室及び健康体力測定室を使用する場合は全額免除。ただし、その他の施設利用については、免除しない。また、利用に際しては、アリーナが使用されていない場合に限る。

アリーナとはメインアリーナ・サブアリーナ・多目的アリーナを言う。

トレーニング室とは、リラクゼーションルーム・エアロビクス室・浴室及び幼児コーナーを言う。

#### 〈県立総合プール〉

指定証所有者が50mプール、25mプール、飛び込みプール及びスケートリンクを使用する場合は全額免除。

ただし、その他の施設利用については、免除しない。また、該当施設使用に際しては、該当施設が使用されていない場合に限る。

#### 〈県立久留米スポーツセンター〉

陸上競技場、補助競技場、テニスコート、久留米アリーナのメインアリーナ・サブアリーナ、トレーニング室の個人使用については、全額免除。ただし、占用使用及び付帯設備等の使用については免除しない。

### (オ) 指定証取り扱い留意事項

- ・福岡県選手強化推進実行委員会強化指導者及び強化指定選手としての自覚を持ち、指定証使用に際しては、指定者としてふさわしい行為をすること。
- ・ふさわしくない行為があった場合は、強化指定の取り消しを行う。
- ・指定証は、他人に譲渡もしくは貸与してはならない。
- ・指定証により施設を利用する場合は、係員に提示し、その指示に従うこと。

### (カ) その他

- ・指定証内の空欄事項は、配布された後、各自で記入すること。
- ・指定証には必ず写真を添付すること。
- ・指定証に不備がある場合には、施設が利用できない。
- ・配布の際は、留意事項を遵守させること。
- ・競技団体長は、p41の指定証必要枚数一覧（様式2—3）を提出すること。



本証は、福岡県選手強化推進実行委員会が、福岡県の優秀な指導者・競技者に交付するものである。

#### 留意事項

- ① 指定証の有効期間は、各年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、指定が次年度も予定されるものについては、次年度の発行期日までとする。
- ② 本証は、他人に譲渡もしくは貸与してはならない。
- ③ 指定者としてふさわしくない行為があった場合は、強化指定の取消しを行なう。
- ④ 本証により施設を使用する場合は係員に提示し、その指示に従うこと。

選手強化指定者枠数（令和5年度）

No.	競技	種別	エントリー数		指定者数		合計	
			監督	選手	監督	選手		
1	スケート	成年男子	12	30	24	60	156	
		成年女子						
		少年男子						
		少年女子						
2	アイスホッケー	成年男子	1	16	2	32	34	
		少年男子	1	16	3	48	51	
3	スキー	成年男子	1	30	2	60	62	
		成年女子	1	10	2	20	22	
		少年男子	1	24	3	72	75	
		少年女子	1	8	3	24	27	
4	水泳	競泳	成年男子	1	9	2	18	20
			成年女子	1	9	2	18	20
			少年男子	1	18	3	54	57
			少年女子	1	18	3	54	57
	水球	成年男子	1	11	3	33	36	
		女子	1	11	3	33	36	
		成年男子	1	2	2	4	6	
		成年女子	1	2	2	4	6	
	飛込	成年男子	1	2	3	6	9	
		少年男子	1	2	3	6	9	
		少年女子	1	2	3	6	9	
		少年女子	1	2	3	6	9	
アーティスティック スイミング	男子	1	1	3	3	6		
	女子	1	1	3	3	6		
5	ボート	成年男子	6	9	18	18	21	
		成年女子						
		少年男子						
		少年女子						
6	セーリング	成年男子	1	4	2	8	10	
		成年女子	1	4	2	8	10	
		少年男子	1	3	3	9	12	
		少年女子	1	3	3	9	12	
7	カヌー	成年男子	1	5	2	10	12	
		成年女子	1	5	2	10	12	
		少年男子	1	10	3	30	33	
		少年女子	1	3	3	9	12	
8	陸上競技	成年男子	1	10	2	20	22	
		成年女子	1	11	2	22	24	
		少年男子	1	18	3	54	57	
		少年女子	1	15	3	45	48	
9	サッカー	成年男子	1	15	2	30	32	
		女子	1	15	3	45	48	
		少年男子	1	16	3	48	51	
		少年女子	1	2	2	4	6	
10	テニス	成年男子	1	2	2	4	6	
		成年女子	1	2	2	4	6	
		少年男子	1	2	3	6	9	
		少年女子	1	2	3	6	9	
11	ホッケー	成年男子	1	13	2	26	28	
		成年女子	1	13	2	26	28	
		少年男子	1	13	3	39	42	
		少年女子	1	13	3	39	42	
12	ボクシング	成年男子	1	5	2	10	12	
		成年女子	1	1	2	2	4	
		少年男子	2	5	6	15	21	
		少年女子	1	12	2	24	26	
13	バレーボール	成年男子	1	12	2	24	26	
		成年女子	1	12	2	24	26	
		少年男子	1	12	3	36	39	
		少年女子	1	12	3	36	39	
	(ビーチバレー)	少年男子	1	2	3	6	9	
		少年女子	1	2	3	6	9	
14	体操	競技	成年男子	1	5	2	10	12
			成年女子	1	5	2	10	12
			少年男子	1	5	3	15	18
			少年女子	1	5	3	15	18
	新体操	少年男子	1	1	3	3	6	
		女子	1	1	3	3	6	
15	バスケットボール	成年男子	1	12	2	24	26	
		成年女子	1	11	2	22	24	
		少年男子	1	12	3	36	39	
		少年女子	1	12	3	36	39	
16	レスリング	成年男子	1	6	2	12	14	
		女子	1	2	3	6	9	
17	ウェイトリフティング	成年男子	1	7	3	21	24	
		成年男子	1	4	2	8	10	
18	ハンドボール	女子	1	3	3	9	12	
		少年男子	1	3	3	9	12	
		成年男子	1	12	2	24	26	
		成年女子	1	12	2	24	26	
小計①			91	689	231	1,760	1,991	

No.	競技	種別	エントリー数		指定者数		合計
			監督	選手	監督	選手	
19	自転車	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	2	3	6	9
		少年男子	1	5	3	15	18
20	ソフトテニス	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	5	2	10	12
		少年男子	1	5	3	15	18
		少年女子	1	5	3	15	18
21	卓球	成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
22	軟式野球	成年男子	1	15	2	30	32
23	相撲	成年男子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	5	3	15	18
24	馬術	成年男子	1	4	2	8	10
		成年女子	1	4	2	8	10
25	フェンシング	少年	1	5	3	15	18
		成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
26	柔道	少年女子	1	3	3	9	12
		成年男子	1	5	2	10	12
		女子	1	5	3	15	18
		少年男子	1	5	3	15	18
27	ソフトボール	成年男子	1	12	2	24	26
		成年女子	1	13	2	26	28
		少年男子	1	13	3	39	42
		少年女子	1	13	3	39	42
28	バドミントン	成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
29	弓道	成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
30	ライフル射撃	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
31	剣道	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	5	3	15	18
		少年女子	1	5	3	15	18
32	ラケットソフトボール	成年男子	1	10	2	20	22
		女子	1	10	3	30	33
33	スपोर्टス クライミング	少年男子	1	23	3	69	72
		成年男子	1	2	2	4	6
		成年女子	1	2	2	4	6
		少年男子	1	2	3	6	9
34	アーチェリー	少年女子	1	2	3	6	9
		成年男子	2	3	6	12	
		成年女子	2	3	6	12	
		少年男子	2	3	9	12	
35	空手道	少年女子	1	2	3	6	9
		成年男子	1	4	2	8	10
		成年女子	1	2	2	4	6
		少年男子	1	2	3	6	9
36	銃剣道	少年女子	1	2	3	6	9
		成年男子	1	3	2	6	8
37	クレール射撃	少年男子	1	3	3	9	12
		トラップ	1	3	2	6	8
38	なぎなた	スキート	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
39	ボウリング	少年女子	1	3	3	9	12
		成年男子	1	4	2	8	10
		成年女子	1	4	2	8	10
		少年男子	1	2	3	6	9
40	ゴルフ	少年女子	1	2	3	6	9
		成年男子	1	3	2	6	8
41	トライアスロン	女子	1	3	3	9	12
		少年男子	1	3	3	9	12
41	トライアスロン	成年男子	1	2	2	4	6
		成年女子	1	2	2	4	6
小計②			72	330	180	826	1006
合計（小計①+小計②）			163	1019	411	2586	2997

\*成年種別はエントリー数の2倍、少年は3倍を基準とする。

\*各競技・各種別に医・科学スタッフ枠を1名設ける。

(様式1) [指導者用]

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所（〒 ）

TEL

所属長名

令和5年度福岡県選手強化推進事業\_\_\_\_\_競技（成年・少年）の部の強化指定指導者として下記の者の推薦を内諾します。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

(指導者名)

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所（〒 ）

TEL

指導者名

令和5年度福岡県選手強化推進事業\_\_\_\_\_競技（成年・少年）の部の強化指定指導者として内諾いたします。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

令和 年 月 日

(様式1-2) [選手用(成年)]

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒 )

TEL

所属長名

令和5年度福岡県選手強化推進事業\_\_\_\_\_競技成年の部の強化指定選手として  
下記の者の推薦を内諾します。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

(選手名)

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒 )

TEL

選手名

令和5年度福岡県選手強化推進事業\_\_\_\_\_競技成年の部の強化指定選手として  
内諾いたします。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

令和 年 月 日

(様式1-3) [選手用(少年)]

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒 )

TEL

学校長名

令和5年度福岡県選手強化推進事業\_\_\_\_\_競技少年の部の強化指定選手として  
下記の推薦を内諾します。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

(選手名)

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒 )

TEL

選手名

保護者名

令和5年度福岡県選手強化推進事業\_\_\_\_\_競技少年の部の強化指定選手  
として内諾いたします。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

令和 年 月 日

(様式1-4)

令和 年 月 日

各 所 属 長 殿

競技団体名  
会 長

令和5年度福岡県選手強化推進事業の強化指定者決定について（通知）

標記事業に対して貴所属下記の方を、本年度事業の強化指定者に決定しました。

については、趣旨を御理解のうえ、遠征・合宿等強化推進事業により一層の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 氏 名

2 競技・種別

競 技

種 別

3 指定区分

4 指定期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(様式1-5)

所属 \_\_\_\_\_

( ) 競技強化指定者一覧

番号	種別	指定区分				氏名
		指導者			選手	
		監督	コーチ	医・科学 スタッフ		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※指定者2人以上用

(様式1-6)

辞 退 届

各 競 技 団 体 長 殿

氏 名

下記の理由により、令和5年度福岡県選手強化推進事業の強化指定を辞退いたします。  
なお、所属長の承認を得ておりますので申し添えます。

記

1 所 属 名 \_\_\_\_\_

2 競 技 ・ 種 別 競技名 \_\_\_\_\_

種 別 \_\_\_\_\_ 指定区分 \_\_\_\_\_

3 辞 退 理 由

(様式1-7)

令和 年 月 日

各 所 属 長 殿

競技団体名  
会 長

令和5年度福岡県選手強化推進事業強化指定の解除について（通知）

令和 年 月 日付で貴所属 様を 競技強化指定  
(指導者、医・科学スタッフ、選手)として通知しておりましたが、指定を解除することに決定いたしましたので、お知らせします。

(様式1-8) [成年]

各 所 属 長 殿

競技団体名  
会 長

令和5年度福岡県選手強化推進事業強化指定者の推薦について（依頼）

標記の件につきまして、本連盟（協会）で慎重に検討のうえ、貴所属の下記の方を成年の部の強化指定者として推薦させていただくことに決定いたしました。

ついては、御承引のうえ、同封の内諾書を下記あて御送付くださいますようお願いいたします。

記

1 強化指定区分及び氏名

強化指定区分	氏 名	強化指定区分	氏 名
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	

監は監督、コはコーチ、スは医・科学スタッフ、選は選手

2 送付・連絡先

3 送付期日 令和 年 月 日

(様式1-9) [少年]

各所属学校長 殿

競技団体名  
会 長

令和5年度福岡県選手強化推進事業強化指定者の推薦について (依頼)

標記の件につきまして、本連盟(協会)で慎重に検討のうえ、貴校所属の下記の方(職員・生徒・児童)を少年の部の強化指定者として推薦させていただくことに決定いたしました。ついで、御承引のうえ、同封の内諾書を下記あて御送付くださいますようお願いいたします。

記

1 強化指定区分及び氏名

強化指定区分	氏 名	強化指定区分	氏 名
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	

監は監督、コはコーチ、スは医・科学スタッフ、選は選手

2 送付・連絡先

3 送付期日 令和 年 月 日

(様式2)

令和 第 年 月 号  
日

福岡県選手強化推進実行委員会会長 殿

競技団体名  
会 長 名

令和5年度福岡県選手強化推進事業における強化指定者一覧表の提出について

本競技団体において、別紙のとおり令和5年度福岡県選手強化推進事業における強化指定者（監督，コーチ，医・科学スタッフ，選手）を決定いたしましたので、お知らせいたします。

(様式2-2)		選手強化推進事業強化指定者一覧表 (競技)					NO.	
番号	区分	種別	氏名	所属名	学年	年齢	所属の所在地	備考
1							TEL	
2							TEL	
3							TEL	
4							TEL	
5							TEL	
6							TEL	
7							TEL	
8							TEL	
9							TEL	
10							TEL	
11							TEL	
12							TEL	
13							TEL	
14							TEL	
15							TEL	
16							TEL	
17							TEL	
18							TEL	
19							TEL	
20							TEL	

記入上注意

- ※5月末までに提出すること。
- ※区分の欄は、監督、コーチ、医・科学(医・科学スタッフ)、選手の順に記入すること。
- ※種別の欄は、男子、女子の順に記入すること。

(様式2-3)

### 指定証必要枚数一覧

競技団体名 \_\_\_\_\_

会 長 名 \_\_\_\_\_

記載責任者 \_\_\_\_\_

種別	指定区分		男 子	女 子
成年	指 導 者	監 督	名	名
		コ ー チ	名	名
		医・科学 スタッフ	名	名
	選 手		名	名
少年	指 導 者	監 督	名	名
		コ ー チ	名	名
		医・科学 スタッフ	名	名
	選 手		名	名
福岡県タレント発掘事業受講生			名	名
福岡県タレント発掘事業修了生			名	名
小 計			名	名
総 計			名	名

<備考>

- ・福岡県タレント発掘事業受講生及び修了生は、指定枠数外となります。

(様式2-4)

令和 第 年 月 日

福岡県選手強化推進実行委員会会長 殿

競技団体名  
会 長

令和5年度福岡県選手強化推進事業における強化指定者の変更について

本競技団体において、別紙のとおり令和5年福岡県選手強化推進事業における強化指定者（監督、コーチ、医・科学スタッフ、選手）を変更しましたので、お知らせいたします。

# トップアスリート育成強化事業実施要項

## 1 目的

将来、オリンピック等への出場可能性が高いが、十分な支援が行き届いていないジュニアアスリート個人に対し、海外遠征等の強化活動にかかる経費を負担するなど、積極的な強化活動を支援し、もって本県競技力の向上を図る。

## 2 補助対象者

オリンピック競技である35競技団体から推薦された県内で活動している中学生及び高校生選手。

※令和5年度現在、中学校及び高等学校に在籍している選手から60名程度

- |           |          |             |          |        |        |         |      |
|-----------|----------|-------------|----------|--------|--------|---------|------|
| ①水泳       | ②陸上      | ③サッカー       | ④テニス     | ⑤ホッケー  | ⑥ボクシング | ⑦バレーボール | ⑧体操  |
| ⑨バスケットボール | ⑩レスリング   | ⑪ウエイトリフティング | ⑫ハンドボール  | ⑬自転車   | ⑭卓球    |         |      |
| ⑮馬術       | ⑯フェンシング  | ⑰柔道         | ⑱バドミントン  | ⑲ラグビー  | ⑳山岳    | ㉑ゴルフ    | ㉒スキー |
| ㉓スケート     | ㉔アイスホッケー | ㉕カヌー        | ㉖ボート     | ㉗セーリング | ㉘ライフル  | ㉙アーチェリー |      |
| ㉚トライアスロン  | ㉛テコンドー   | ㉜近代五種       | ㉝スケートボート | ㉞サーフィン | ㉟ブレイキン |         |      |

## 3 推薦基準及び補助対象活動

オリンピックに出場する可能性が高く、県内で活動している中学生及び高校生選手。

(例：日本代表(候補含む)、年代別日本代表、全国大会上位入賞者)

補助対象者が競技力向上を図るために行う強化活動。指導者やトレーナー等の帯同者の旅費については、原則1名分まで補助の対象とする。

## 4 事業実施期間

強化指定選手決定から令和6年3月末日まで

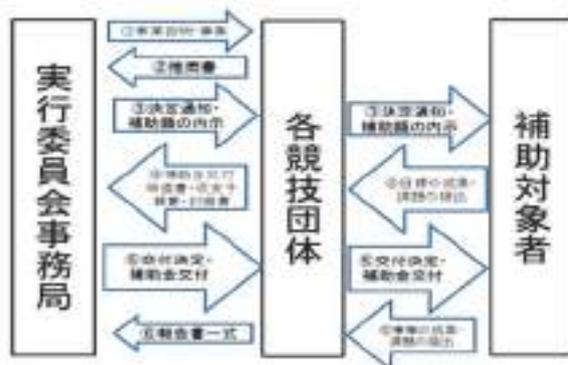
## 5 補助額

事務局が決定する。

## 6 補助対象経費、申請方法・補助金の交付決定及び通知について

福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱及び令和5年度トップアスリート育成強化事業補助金留意事項による。

## 7 事業の流れ (スキーム図)



## 8 留意事項

- (1) 各競技団体が競技者を選考し、推薦書を提出すること。競技実績の対象期間は、令和4年4月から令和5年3月までとする。推薦人数の制限はしないが推薦順位を必ず付けること。
- (2) 補助対象者の効果的な事業となるよう競技団体は事業実施前までに計画書を作成し、事務局に提出すること。
- (3) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (4) 海外遠征を実施する場合は、事前に実行委員会事務局と協議すること。

# 女性アスリート遠征合宿事業実施要項

## 1 目的

女子競技の県外遠征及び全国規模の主要大会に参加する経費の一部を補助することで、本県出身の女性アスリートがオリンピックに出場し活躍することや国民体育大会において女子総合成績常時8位以内入賞を果たすことを目的とする。

## 2 補助対象（9競技10種目）

○水泳（水球・オープンウォーター）	○ボクシング	○バレーボール（ビーチバレー）
○体操（トランポリン）	○レスリング	○ウエイトリフティング
○自転車	○ラグビーフットボール	○トライアスロン

## 3 対象事業

- 有力・強豪チームとの強化練習会・試合のための県外遠征
- 全国規模の主要大会への参加

## 4 事業対象期間

補助対象事業決定から令和6年3月末日

## 5 補助額

事業計画書に基づき、補助金を内示する。  
補助対象経費の95%以内とする。

## 6 補助対象経費

別紙「女性アスリート（遠征合宿・活性化）事業補助金留意事項」のとおり

## 7 申請方法及び補助金の交付決定及び通知について

別紙「福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱」のとおり

## 8 留意事項

年間を通し、効果的・効率的な事業を実施するよう計画し、事前に計画書を作成、提出し実施すること。

# 女性アスリート活性化事業実施要項

## 1 目的

女子競技の強化拠点整備及びトップ選手招聘、女性指導者養成に係る経費の一部を補助することで、本県出身の女性アスリートがオリンピックに出場し活躍することや国民体育大会において女子総合成績常時8位以内入賞を果たすことを目的とする。

## 2 補助対象（9競技10種目）

○水泳（水球・オープンウォーター）	○ボクシング	○バレーボール（ビーチバレー）
○体操（トランポリン）	○レスリング	○ウエイトリフティング
○自転車	○ラグビーフットボール	○トライアスロン

## 3 対象事業

### （1）女子競技強化拠点整備事業

現在、実施している女子競技で学校や地域の特色ある施設・設備の機能を活用し、関係機関や団体の協力を得ながら練習環境を整備し、女子競技における拠点づくりを支援する。

### （2）女性アスリートトップ選手招聘事業

全国及び海外トップレベルの女性アスリート選手を招聘し、県内の女子選手と強化練習会・試合等を行う。

### （3）女性指導者育成・派遣事業

中央よりトップコーチを研修会の講師として招聘し、女性指導者に対する強化活動における成果や諸課題に関する情報交換を行う。

## 4 事業対象期間

補助対象事業決定から令和6年3月末日

## 5 補助額

事業計画書に基づき、補助金を内示する。

補助対象経費の95%以内とする。

## 6 補助対象経費

別紙「女性アスリート（遠征合宿・活性化）事業補助金留意事項」のとおり

## 7 申請方法及び補助金の交付決定及び通知について

別紙「福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱」のとおり

## 8 留意事項

（1）年間を通し、効果的・効率的な事業を実施するよう計画し、事前に計画書を作成、提出し実施すること。

（2）申請する際は、3. 対象事業の（1）～（3）の中から、2つ以上の事業を実施すること。

# ナショナルアスリートパスウェイ構築事業実施要項

## 1 目的

- (1) 対象競技への高い資質を有する九州各県のタレント発掘事業受講生やジュニアアスリートを選考し、そのタレント同士が切磋琢磨できる育成環境を整備することで、恒常的にナショナルタレントを輩出する。
- (2) 中央競技団体のトップコーチを招聘し、高品質の合同育成・検証プログラムを行うことで、優れたタレントが中央競技団体に確実に見いだされ、本格的な育成システムへのアスリートパスウェイにつなげるとともに、競技別プログラムに参加する指導者の資質向上を図る。

## 2 主催

福岡県選手強化推進実行委員会

## 3 共催

九州ホッケー協会 九州フェンシング協会 九州アーチェリー連盟 福岡県教育委員会  
公益財団法人福岡県スポーツ振興センター

## 4 後援(令和2年度～)

佐賀県、長崎県教育委員会、熊本県教育委員会、宮崎県教育委員会、沖縄県

## 5 協力

公益社団法人日本ホッケー協会 公益社団法人日本フェンシング協会  
公益社団法人全日本アーチェリー連盟

## 6 事業概要

- (1) 指定選手選考会等の開催
  - ① 福岡県タレント発掘事業受講生や本県ジュニアアスリートを対象に、中央競技団体コーチ等による体力測定、スキルテスト等を実施する選考会を開催する。
  - ② 対象競技において、関係競技団体から高い資質を有する九州各県ジュニアアスリートを推薦してもらうことで、アスリート指定選手として選考する。
- (2) 競技別プログラムの実施
  - ① 専門指導者による合同プログラム及び各自で行う個別育成プログラムを実施する。
  - ② 中央競技団体コーチ等を招聘した合同育成・検証プログラム及び地域の専門指導者による合同育成プログラムを実施する。
- (3) 九州タレント発掘ネットワークの構築と活用  
国や各都道府県が行っているタレント発掘や、パスウェイ構築に係る最新情報共有のためのネットワークを構築することで、自県の事業に活かすとともに、適性競技と出会うチャンスをつくるなど、子供のスポーツ環境の整備充実に努める。

## 7 対象競技及び対象者

### (1) 対象競技(令和5年度)

○ ホッケー ○ フェンシング(サーブル) ○ アーチェリー

### (2) 対象者

- ・ 対象競技への高い資質を有する福岡県タレント発掘事業受講生をはじめ、九州各県のタレント発掘事業受講生やジュニアアスリート
- ・ ホッケー及びフェンシングについては原則中学生
- ・ アーチェリーについては原則小学生(高学年)～中学2年生

## II 国民体育大会